

「成績評価の在り方」に関する論点

1 基本的な方針

司法修習の課程では、平常成績について厳格な評価を行うとともに、最終試験である司法修習生考試（二回試験）によって法曹資格を与えるにふさわしい資質・能力を備えているかどうかを判定することでよい。

2 実務修習・集合修習における成績評価

(1) 成績評価の基本的考え方

成績評価においては、法的分析能力、事実認定能力、説得的な表現能力等を基本的な評価の観点とし、各課程ごとにその達成度を評定するものとする。

(2) 実務修習における成績評価

分野別実務修習では、4段階程度の絶対評価を基本とし、各分野ごとの評価の観点をできるだけ明確化するとともに、可能な限度で相対評価も加味すること。

総合型実務修習では、一定のランク付けを伴う成績評価は行わず、提出されたレポート、個別の修習先のコメント等に基づき、当該課程において有意義な修習を行ったか否かを判定すること。

(3) 集合修習における成績評価

集合修習では，6段階程度の相対評価（ただし，不可は絶対評価）を基本とすることでよいか。

3 司法修習生考試（二回試験）の在り方

司法修習生考試については，実務修習，集合修習の平常成績重視等の観点から，その方法を現在より簡素化することでよいか。

司法修習生考試の内容は，基本5科目について修習記録等を使用した筆記試験とし，口述試験を廃止することでよいか。

- * 司法修習及び司法修習生考試の成績開示について，どのように考えるべきか。